第十五南極特別保護地区	
一～六　（略）	
七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
八～十四　（略）	
第十六南極特別保護地区	
一～七　（略）	
八　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	
九～十五　（略）	
第十七南極特別保護地区	
一～六　（略）	
七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。	
八～十四　（略）	
第十九南極特別保護地区	
一～四　（略）	
五　科学調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
六～十一　（略）	
第二十南極特別保護地区	
一～八　（略）	
九　当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。	
十　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	
十一　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第二十一南極特別保護地区	
（略）	
第二十二南極特別保護地区	
一～五　（略）	
六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。	
七～九　（略）	

第十五南極特別保護地区	
一～六　（略）	
七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
八～十四　（略）	
第十六南極特別保護地区	
一～七　（略）	
八　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
九～十五　（略）	
第十七南極特別保護地区	
一～六　（略）	
七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、当該工作物の設置又は除去のための作業を行ってはならない。	
八～十四　（略）	
第十九南極特別保護地区	
一～四　（略）	
五　科学調査又は管理活動のために必要であり、かつ、設置期間が三年を超えない場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に、国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
六～十一　（略）	
第二十南極特別保護地区	
一～八　（略）	
（新規）	
九　当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。	
十　当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。	
第二十一南極特別保護地区	
（略）	
第二十二南極特別保護地区	
一～五　（略）	
六　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。	
七～九　（略）	